

第1章 基本的事項

第1節 計画改定の趣旨

- ◇ 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」第11条に基づく「都道府県循環器病対策推進計画」
- ◇ 循環器病対策を総合的、計画的に推進

第2節 計画期間

- ◇ 令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間

第3節 関連する計画等

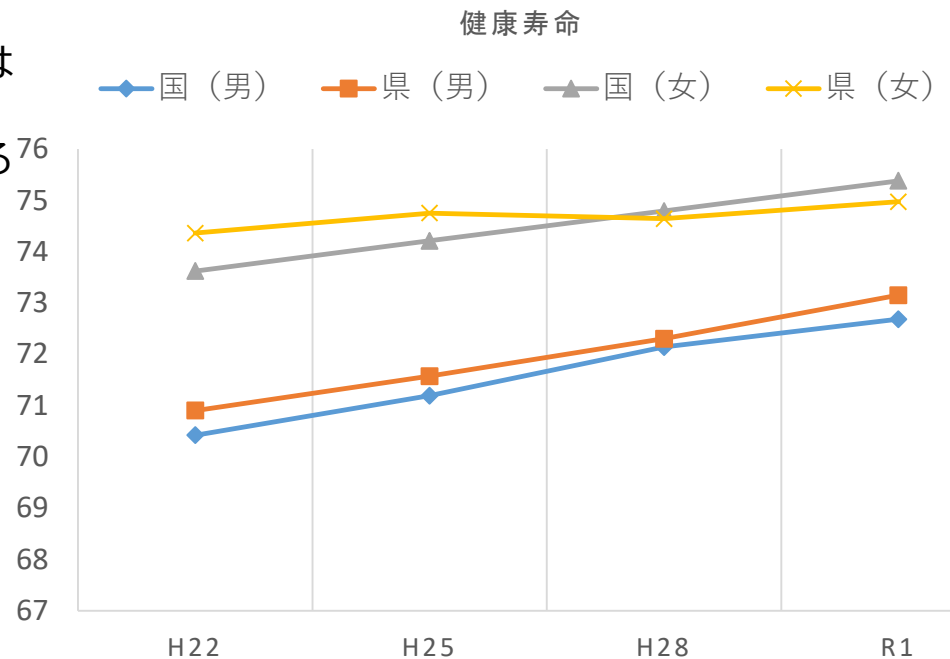
- ◇ 「神奈川県保健医療計画（第8次）」、「かながわ健康プラン21（第3次）」、「神奈川県がん対策推進計画」、「神奈川県医療費適正化計画」等と整合を図りながら推進

第2章 全体目標

「健康寿命の延伸、循環器病の年齢調整死亡率の減少及びQOLの向上」により、すべて県民が健やかに安心して暮らせる社会の実現を目指す。

第3章 本県の保健医療の現状

- ◆ 健康寿命は、平成22年から令和元年にかけて、男性2.25年、女性0.61年延伸している。
男性は全国と同程度、女性は全国より延伸年数は短くなっている。
- ◆ 平均寿命と健康寿命の差＝日常生活に制限のある期間は、平成22年に比べ、令和元年は、男性は0.54年短くなっているが、女性は0.53年長くなっている。
- ◆ 主な死因別の人口10万人対死亡率の年次推移を見ると、脳血管疾患は減少傾向にあるものの、心疾患（心筋梗塞等の心血管疾患）は増加している。
- ◆ 脳血管疾患及び心疾患年齢調整死亡率は男女ともに減少傾向にある。
また、令和2年では男女ともに全国平均を下回っている。



【循環器病を取り巻く主な課題】

- ◇ 令和3年度の特定健康診査の実施率は全国平均（56.2%）と同値だが、行動変容をもたらす特定保健指導の実施率は20.1%と、全国平均（24.7%）を下回っている。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、感染症発生・まん延時や災害時等においても、通常医療を適切に提供できる必要がある。
- ◇ 令和6年4月に適用となる「時間外労働の上限規制」を中心とした医師の働き方改革を見据えた医療提供体制の構築が必要である。
- ◇ かかりつけ医等と専門的医療を行う施設の医療従事者との連携が適切に行われることが必要である。
- ◇ 入院中から退院後まで継続した心血管疾患リハビリテーションの実施が進んでいない。また、心血管疾患リハビリテーションの必要性の普及啓発が必要である。
- ◇ 患者やその家族が相談できる窓口が少なく、わかりにくいという意見がある。

【改定の基本的な考え方】

- ◇ 現行計画をもとに、国の第2期循環器病対策推進基本計画を基本にして、構成や内容等を定める。
- ◇ 現行計画は策定（令和4年3月）後、短期間であることから、評価は行わず、大枠を維持しつつ、必要な修正を加える。
- ◇ 指標とロジックモデルについては継続とする。

第1節 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等

第1項 未病改善や正しい知識の普及啓発

◇ 循環器病の前兆、発症時の対処法や、早期受診の重要性の普及啓発

新 ◇ 県民は循環器病に関する正しい知識を持ち、循環器病の未病改善に取り組み、健診の受診に努める

新 第2項 健診の普及や取組の推進

◇ 健康無関心層への、特定健診等の重要性に関するホームページやネット広告を活用した普及啓発

◇ 神奈川県保険者協議会と連携した特定健康診査・特定保健指導等の従事者研修会の開催

◇ 国保データベース（KDB）及びNDBを活用した保健医療データの収集、分析結果の市町村への提供

◇ 市町村は、生活習慣の改善や必要な治療に繋げるための効果的な特定保健指導の実施や医療機関の受診勧奨の取組を推進

第2節 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

第1項 循環器病の救急搬送体制の整備

◇ 地域の実情に応じた傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の見直し

新 ◇ 県民は自ら又は家族等が循環器病を発症した疑いがある場合には、できる限り迅速かつ適切な対応に努める

第2項 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築

新 ◇ 急性期から回復期・慢性期への円滑な移行について、地域医療機関の診療及び医療連携体制の強化

新 ◇ 感染症発生・まん延時や災害時等の有事の地域の医療資源を有効に活用できる仕組みづくりの推進

第3項 リハビリテーション等の取組

◇ 急性期治療からリハビリテーション、在宅医療に至る治療過程についてわかりやすい患者への説明のための地域連携クリティカルパスの活用

新 ◇ 心血管疾患リハビリテーションの実施医療機関設備整備、地域連携の強化、医療従事者の人材育成

新 ◇ 心血管疾患リハビリテーションの普及啓発

第4項 循環器病の後遺症を有する者等に対する支援

新 ◇ 循環器病の後遺症の正しい知識の普及啓発、理解促進の推進

新 ◇ 循環器病患者とその家族のための相談支援窓口の設置

第5項 循環器病の緩和ケア

◇ 治療の初期段階からの緩和ケアの推進

第6項 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援

◇ 地域包括ケアシステム構築の推進

新 第7項 治療と仕事の両立支援・就労支援

◇ 神奈川産業保健総合支援センター等と連携した情報提供・相談支援体制の整備

◇ かかりつけ医、会社・産業医、両立支援コーディネーターによるサポート体制構築の推進

◇ 治療と仕事の両立支援を推進する企業や事業所を支援する「かながわ治療と仕事の両立支援推進企業認定事業」の推進

第8項 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

◇ 成育過程を通じた切れ目ない支援のための医療、保健、教育、福祉等の関係施策の総合的な推進

新 第9項 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

◇ 循環器病に関する科学的根拠に基づいた正しい情報提供

◇ 循環器病患者とその家族のための相談支援窓口の設置

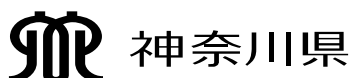
第3節 循環器病の研究推進

第1項 現状と課題

第2項 取り組むべき施策

◇ 県立病院における臨床研究の推進の一環とした循環器病を対象とする治験

◇ 医学の取組に加え、理工学や人文社会科学の学術的知見などを融合させた研究開発の推進



神奈川県

健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
 横浜市中区日本大通1 〒231-8588
 電話 (045) 210-1111(代) 内線5025
 F A X (045) 210-8860



神奈川県 循環器病対策

検索